

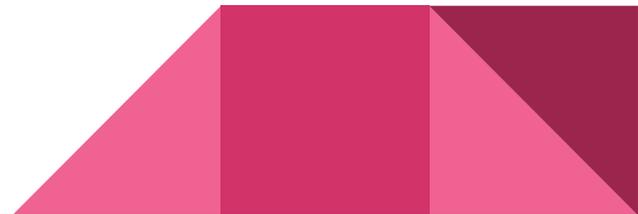
面会交流支援のADR活用

-子どものための紛争解決モデル事業-

(一社)びじっと・離婚と子ども問題支援センター

2023年11月
かながわボランティア活動推進基金21
ボランティア活動補助金の助成事業

1 面会交流支援と紛争介入リスク 「非弁行為！」と言われなかったために



面会交流支援現場でおきる困りごと

- ① 面会の具体的な場所について、父母の希望が折り合わない
(父母の希望する場所が遠すぎる)
- ② 面会中の同居親の諸条件が厳しすぎる
(走ったらダメ、小さい公園内から出たらダメ、水しか飲んだらダメなど)
- ③ 養育費の支払い遅れがあった場合、同居親が
「養育費が支払われるまで面会はしない」と言う
- ④ 支援型の変更希望があるが、父母が合意できない
- ⑤ 支援費用以外の実費(交通費、スタッフ飲食代)をどちらが支払うかの認識が
父母で違う(調停で折半と決まっていると、別居親はスタッフ飲食代も同居親
が折半すべきと考えているが、同居親はそう思っていない)

その結果どうなるか

- ① 面会場所が折り合わない場合、支援ができない
- ② 同居親の制限に従わざるを得ないものの、別居親の不満が高まり、スタッフへのあたりが強くなる
- ③ 養育費について、伝言として別居親に言うことは可能なものの、現場スタッフが板挟みになる
- ④ 面会条件を拡充したい別居親と、現状維持を希望する同居親の板挟みになる
- ⑤ 実費の負担割合について、父母が合意できないと支援ができない

意図せずに「非弁行為」をおこなっていませんか

—非弁行為とは—

弁護士法72条において、弁護士でない者が、報酬を得て、代理や仲裁、調停等を行う行為を禁止しているにもよらずその行為を行うことを言います。

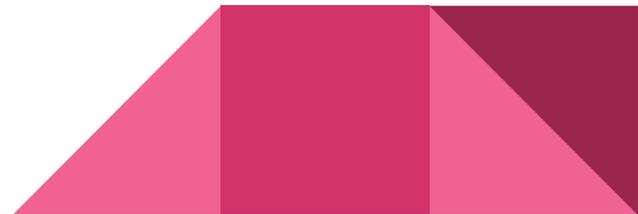
非弁行為は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。

—意図せず紛争に介入していませんか？—

- ・単に伝言を伝えるだけのはずが、いつの間にか仲裁のようになってしまい、非弁行為だと指摘される。
- ・調停調書で「具体的日時、場所等は当事者間または支援団体等を介して協議して決める。」「〇年後をめぐりに、面会交流の方法等の変更(あるいは宿泊)を協議する。」と記載されていて、支援団体に対応を求めてくる。
- ・子どもの成長や環境の変化による、ステップアップの介入はどこまで？

こんな時には、ADR利用を考えましょう。

2 面会交流支援＋ADRによる紛争解決



ADRとは(法務省の認証が必要)

—裁判所の調停を利用しなくても紛争解決ができます。—

利用者さんのこんな困りごと、ADRで解決できます。

- ・面会交流の条件について話し合いができない。
- ・面会条件について調停中だけど、時間がかかっていつまでも面会できない。
- ・養育費について話し合いたい。
- ・夫婦関係や離婚のことを話し合いたい。

—ADRくりあの特徴—

- ①Zoomを利用して、自宅で調停ができます。
- ②土日祝日、夜間も可能です。
- ③面会交流の現場とADRが連携して課題解決を支援します。
- ④面会交流支援の知見を活かし、現場感のある結論をサポートします。
- ⑤管轄がないので居住地に関係なく利用できます。

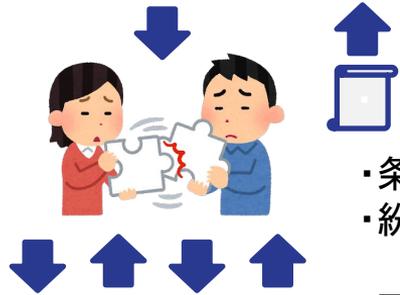


面会交流支援から紛争解決までワンストップ

これまで



今は、面会交流の現場とADRが連携

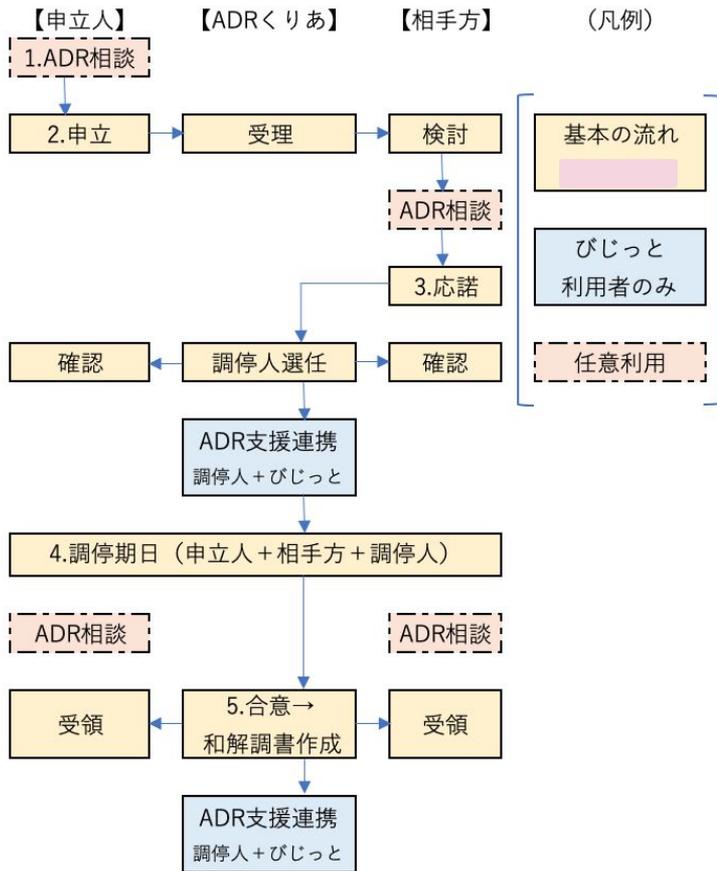


- ・条件でもめると家裁へ
- ・紛争の間、面会はギスギスした雰囲気
- ・面会現場に不案内な調停委員による調停
- ・支援現場は文書で結果だけを知る



面会交流支援団体+ADRの特徴

ADRくりあの流れ



1. 面会交流に知見が深い支援者による「ADR相談」で双方の思いをADRに向けた課題へと整理する。
2. 期日前に支援責任者→調停人で、これまでの支援履歴や面会状況を共有する。
3. 必要であれば期日間でも情報連携する。(当事者許可のもと)
4. 合意成立後は、調停人→支援責任者で、合意した条件や支援上の注意を共有する。

チームで支え合う-支援連携プラン-

- ① 当事者は、ADR調停中も子の面会交流を並行実施。
- ② ADR調停期日中に、支援を利用した試行的な取り組みの中間合意に至る。
- ③ 葛藤を抱えた当事者は、中間合意の内容を支援者に適切に伝えることに困難がある。(伝達を適時に実施できない、自らの葛藤や感情と中間合意内容を切り分けて伝えることができない、等)
- ④ 中間合意内容を適切に伝達できないと、面会交流現場で試行的な取り組みができず、結果としてADR調停における合意形成が困難となる。



ADRくりあが「支援部門への中間合意内容伝達」を側面から支援することで、スムーズな試行的な取り組みが可能となる。

『共同養育』が困難な父母の面会交流支援

親との関わりは子どもが豊かな人生を送る基盤であり、子どもの当然の権利である。しかし、離婚経緯の中で、父母子ども各々が対象喪失、それもあいまいな喪失体験を経験している場合、高葛藤状態にある父母とその狭間で不安定な状態に置かれた子どもだけでは、面会交流の実施が難しいケースがある。

面会交流支援に至るプロセスは主として「支援団体と父母」の間で進むため、面会交流支援は一見「葛藤に悩む父母」を対象としているように見えがちである。

だが、面会交流は第一に、子どものためにあり、その真の目的は「子どもの最大の利益確保」「子どもが父母と関係及び接触を維持する権利の尊重」である。支援者は現場において常に「子どもの最大の利益確保と権利の尊重」という原点に立ち戻り続けることが求められる。「偽成熟性」の子どものケースもあり、支援者は子どもの意見を「尊重」するが、その意見が子どもの「最善」であるのかを常に考え続けることが必要となる。

実質『共同養育』が可能となるようにするADR活用

子どもは日々成長するため、面会交流の条件も子どもの成長に応じて変えることが求められる。しかしながら、父母双方、あるいは一方の不信感により、ステップアップできないケースもある。

びじっとのADRの特徴は、①支援現場を知る支援者が調停人として参加する、②面会交流支援利用者がADRを利用する場合、調停期日の事前、期中、事後に支援部門と調停人が情報共有を行い協力して利用者を支援する、という2点である。ADRと支援現場が協力することで、現場感のある現実的な解決が可能となる。びじっとでは、これを「子どものための紛争解決モデル」として事業構築した。

3 面会交流支援＋ADRの事例



面会交流支援団体＋ADR事例

【ケース1】ステップアップ希望（8歳女兒、6歳女兒）

父：付添い型を受渡し型にステップアップしたい

母：父が周りの人を不快にする言動をするのが子の教育上心配

事前共有：支援現場から、母の不安を父が理解していない状況を共有

調停経緯

- ①母の不安の所在を具体的に聴取し、父と共有
- ②面会中守る項目を文章化し、画面共有しながら父母それぞれと共に確認
人の悪口を言わない、動物や弱いものをいじめないetc
- ③②を守ることを前提に、何度かに1回は受渡し型を試行する
- ④問題が発生しなければ、受渡し型に全面移行する

ポイント

事前共有で第三者から見た事案のキーポイントを聞き取ることで、意見調整がスムーズにおこなえた。

面会交流支援団体＋ADR事例

【ケース2】調停合意事項の確実な実施（4歳男児）

父：面会や情報共有を調停で決めたのに守ってもらえない

母：実施が困難な項目を決められてしまい、守らないと攻撃される

事前共有：これまで支援を受けず父母が独力でやってきたことを把握

調停経緯

- ①調停合意事項整理とその実施状況把握
- ②支援部門の支援を得て問題解決を試行することを提案→合意
- ③支援経験のある調停人が支援計画を立て、父母合意のもと支援現場へ共有
- ④支援現場で工夫しながら、計画に沿って課題を一つずつ解決
- ⑤残された課題を整理中

ポイント

不満と忌避感で絡み合っていた糸を調停人が論理的に整理し、支援者が実行支援して実施いただくことで、課題整理への道筋が作られてきている。

4 ADRくりあの他団体からの利用



ADRの認証と維持には大変な事務コストがかかる

新規にADR認証を受けるためには、法律に定められた16項目の基準＋知識・能力・経理的基礎の整備が必要です。

事務所の設置に加え、その業務内容及びその実施方法の決定、体制整備、手続実施者候補者の確保・育成等の整備が必要となります。

(運営体制の構築, 事務処理要領・マニュアル等の整備, スタッフの確保・研修等, 弁護士の助言に係る措置等)

びじっとの場合は、申請の準備から認証まで2年半かかりました。

そして、毎年、法務省に対して報告書提出が義務付けされています。

ADRくりあ活用のすすめ

ADRくりあは、他団体利用者の紛争解決支援も受け入れています。
面会交流支援中に発生する問題に対して、利用者に「ADRくりあ」の利用をお勧めください。

更に「支援連携プラン」を利用すると、支援団体とADRの間で情報連携し、
「面会交流支援団体＋ADR」のワンストップサービスが可能となります。

—他団体のADRくりあ利用方法—

① ADR利用相談

利用者さんへのおすすめの仕方など、他団体からの利用相談はびじっとHPお問合せフォームで受け付けています。お気軽にご連絡ください。

② 支援連携プラン

支援連携プラン利用をご希望の場合、支援団体とびじっとの間で契約が必要です。
詳しくは「ADR利用相談」でご説明いたします。